

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和6年5月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和6年5月2日	西田商運株式会社(法人番号2290001036640)代表者西田眞壽美	佐賀営業所	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項	令和6年4月25日、監査実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0
	福岡県糟屋郡新宮町緑ヶ浜3-3-23	佐賀県武雄市北方町大字大崎5173-8					
令和6年5月7日	有限会社ダイイチエクスプレス(法人番号3340002016338)代表者川崎義宏	本社営業所	輸送施設の使用停止(50日車) 文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第1項第1号、法第17条第4項、法第18条第3項	令和5年10月27日、監査実施。6件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)乗務時間等の基準なお書き違反(安全規則第3条第4項)、(3)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項～第3項)、(4)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(5)運転者等台帳の記載事項等義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(6)運行管理者の選任(解任)未届出違反(安全規則第19条)	5	5
	鹿児島県始良市蒲生町白男1086	鹿児島県始良市蒲生町白男1086					
令和6年5月10日	都心運送株式会社(法人番号2290001036632)代表者内村泰洋	北九州営業所	輸送施設の使用停止(20日車) 文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第1項第1号、法第17条第4項、法第9条第3項	令和5年2月28日、東京営業所に対して監査実施。9件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(4)業務の記録事項義務違反(安全規則第8条)、(5)運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条)、(6)運行指示書に係る(作成、指示、携行)義務違反(安全規則第9条の3第1項～第3項)、(7)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)、(8)運転者に対する指導監督の記録事項義務違反(安全規則第10条第1項)、(9)事業計画の事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)	2	2
	福岡県糟屋郡新宮町美咲1丁目1-72	福岡県北九州市小倉南区曾根北町5-14					

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和6年5月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和6年5月13日	九州甲斐物流株式会社(法人番号2300001008043)代表者堀下正治	本社営業所	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項、道路運送法第95条	令和6年5月8日、監査実施。3件の違反が認められた。(1)運転者等台帳の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第9条の5第1項)、(2)運転者等台帳の記載事項等義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(3)自動車に関する表示義務違反(道路運送法第95条、道路運送法施行規則第65条)	0	0
	佐賀県鳥栖市養父町489番地1	佐賀県鳥栖市養父町489番地1					
令和6年5月15日	信光陸運有限会社(法人番号3310002019731)代表者山口圭介	本社営業所	輸送施設の使用停止(50日車) 文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第1項第1号、法第17条第1項第2号、法第17条第4項、道路運送車両法第48条	令和5年9月6日、監査実施。9件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)乗務時間等の基準なお書き違反(安全規則第3条第4項)、(3)定期点検整備の実施違反(安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(4)整備管理者の研修受講義務違反(安全規則第3条の5)、(5)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項～第3項)、(6)業務の記録事項義務違反(安全規則第8条)、(7)運行指示書の記載事項義務違反(安全規則第9条の3第1項～第3項)、(8)運転者等台帳の記載事項等義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(9)特定運転者に対する特別な指導監督違反(安全規則第10条第2項)	5	5
	長崎県松浦市御厨町北平免47	長崎県松浦市御厨町北平免字上人原46					
令和6年5月22日	大森運送株式会社(法人番号5240001025579)代表者大森博文	北九州営業所	輸送施設の使用停止(10日車) 文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第1項第1号、法第17条第4項	令和5年11月10日、監査実施。2件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)	1	1
	広島県呉市三条3丁目3-1	福岡県北九州市門司区新門司北2丁目4番6					